

大学図書館職員長期研修
令和4年7月11日（オンライン）

大学図書館と著作権

琉球大学附属図書館
森 一郎

はじめに

- 各種講習会で扱われるような著作権法そのものの説明のような事項は基本的に省略します。
 - 原則として個々の事例について著作物が無許諾で利用可能か否かといった内容は扱いません。
 - 資料中で用いている日本図書館協会発行の「日本の図書館」と文部科学省による「学術情報基盤実態調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400601&tstat=000001015878> 以下のリンク)の各データは各年次の前年のデータが集計されたものですが、この資料では報告された年次ではなく調査の対象となった年度に補正しています。
- ◎ この資料に記載のURIの最終確認日は2022年7月7日です。

目次

- ① 著作権と大学図書館の体制
- ② 最新の「Q&A」以後の法改正
- ③ 情報流通円滑化の試み
- ④ 統計による情報流通の考察

① 著作権と大学図書館の体制

著作権とは

「文学・映画・音楽・美術といった作品の創作者が持つ、その作品がどう利用されるかを決定できる権利のこと」

福井健策. 著作権とは何か. 改訂版, 集英社, 2020, p.9.

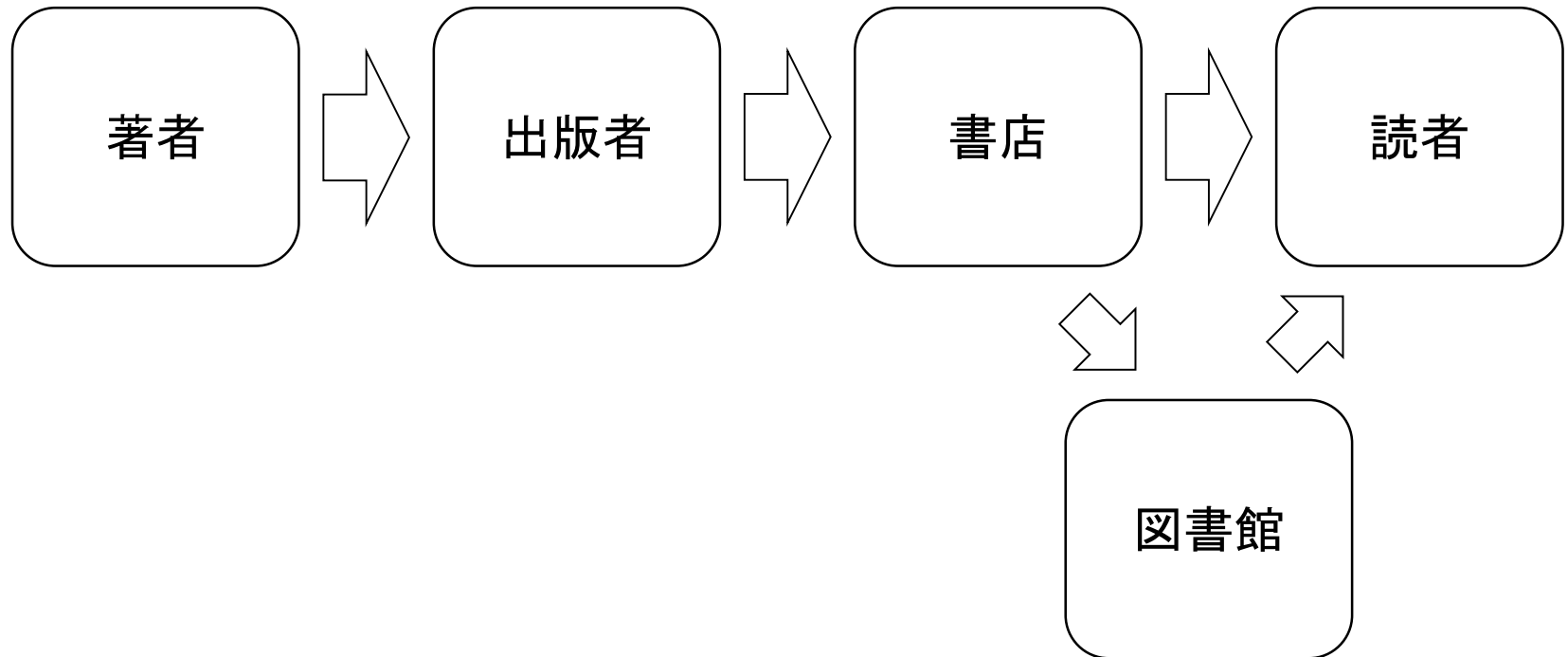
(大学) 図書館の主なサービスと著作権

図書館サービス		関係する主な権利	関係する権利制限規定
閲覧	書籍・雑誌		
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料	上映権 (22条の2)	
貸出	映像資料以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	営利を目的としない上演等 (38条5項)
複写サービス		複製権 (21条)	図書館等における複製等 (31条1項, 3項)
		譲渡権 (26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の7)
	(文献の電送)	公衆送信権等 (23条)	
機関リポジトリ等		複製権 (21条)	
		公衆送信権等 (23条)	

図書館での著作物利用のための極めて粗い整理

- 図書館資料の大半は「著作物（10条）」である
 - ◎ 保護期間（51条～58条）が満了した著作物や権利の目的とならない著作物（13条）などもある
- 著作物を利用する権利は著作者が享有する（17条）
- 著作権は全部又は一部を譲渡することができる（61条）
- 著作権者は著作物の利用を許諾することができる（63条）
 - ◎ 一定の条件を満たせば著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる場合（30条～50条）がある
 - ◎ すべての著作物の利用許諾を得ることは困難であるが集中的に管理するいくつかの団体（著作権等管理事業法）がある

情報の流通での図書館の位置



※ 簡略化のため取次・著者寄贈・出版者直販・抜刷その他を省略

公共図書館の貸出問題に関する文献

- 林望. 図書館は「無料貸本屋」か : ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒だ. 文芸春秋. 2000, 78(15), p.294-302.
- 楡周平. 図書館栄えて物書き減ぶ. 新潮45. 2001, 20(10), p.116-123.
- 三田誠広. 図書館が侵す作家の権利. 論座. 2002, 91, p.184-191.
- 日本図書館協会, 日本書籍出版協会. 公立図書館貸出実態調査2003 報告書. 2004
(<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf> または
<https://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/report0403.pdf>)
- 常世田良. 公共図書館における活動と出版物の売上の関係について : 主として一般書の新刊を対象とした考察. 論究日本文学. 2016, 104, p.1-24.
(<http://doi.org/10.34382/00016199>)

国公立大学図書館協力委員会の概要

国立大学
図書館協会

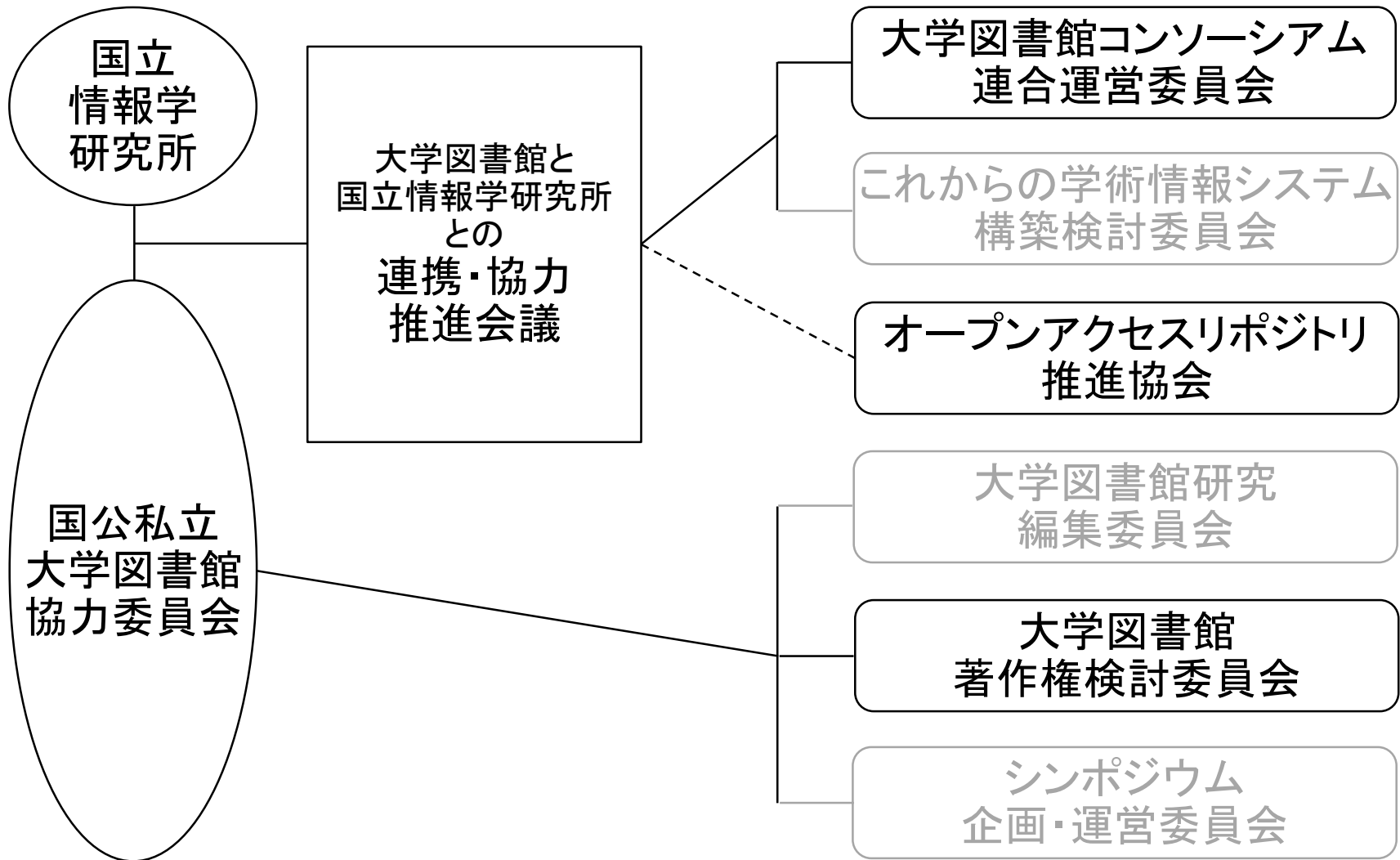
公立大学協会
図書館協議会

私立大学
図書館協会

国公立大学図書館協力委員会

- ・大学図書館研究編集委員会
- ・大学図書館著作権検討委員会
- ・シンポジウム企画・運営委員会

国公立大学図書館協力委員会の関連組織



② 最新の「Q&A」以後の法改正

大学図書館における著作権問題Q&A

URL	https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会（平成14年2月，平成29年10月最新）
趣旨	大学図書館での図書館資料の利用を中心とした諸活動に関する多くの事例を集め、著作権法や著作権等管理事業者等との協議を踏まえて策定したソフトロー(ガイドライン)に照らし、それらの活動で著作権者の権利を害さないようにするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 図書館のサービスごとに事例を配列し、似た事例が近くなるように編集。● 1つの事例の中でも複数の視点がある場合には、妥当と思われる順で複数の回答を記載。● 巻末にソフトロー(ガイドライン)を掲載。● 前付に改訂履歴を記載。

著作物等の保護期間の延長

種類		現行法
著作物	原則	著作者の死後50年
	無名・変名	公表後50年
	団体名義	公表後50年
	映画	公表後70年
実演		実演が行われた後50年
レコード		レコードの発行後50年

=>

改正案	
著作者の死後70年	
公表後70年	
公表後70年	
公表後70年	
実演が行われた後70年	
レコードの発行後70年	

(平成30年12月30日施行)

「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の概要(著作権法関係)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/pdf/r1408266_01.pdf) から (次スライド同じ)

著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等親告罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ① 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ② 有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
- ③ 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害すること

非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

(平成30年12月30日施行)

デジタル化・ネットワーク化の進展に 対応した柔軟な権利制限規定の整備

- 著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
- イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。

(平成31年1月1日施行)

「著作権法の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_01.pdf) から (以下4スライド同じ)

障害者の情報アクセス機会の充実に 係る権利制限規定の整備

- マラケシュ条約の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持たない者のために録音図書を作成等を許諾なく行えるようにする。

(平成31年1月1日施行)

アーカイブの利活用促進に 関する権利制限規定の整備等

- 美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。
- 国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の供託を不要とする。
- 国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。

(平成31年1月1日施行)

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

- ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。

(令和2年4月28日施行)

リーチサイト対策

- リーチサイト等を運営する行為等を、刑事罰の対象とする。
- リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問いうるようになる。

(令和2年10月1日施行)

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf) から (次スライド同じ)

侵害コンテンツのダウンロード違法化

- 違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。

(令和3年1月1日施行)

国立国会図書館による 絶版等資料のインターネット送信

- 国立国会図書館が、絶版等資料のデータを、図書館等だけでなく、直接利用者に対しても送信できるようにする。

(令和4年5月1日施行)

「著作権法の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_01.pdf) から

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（1/9）

第31条 [略]

⋮

- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、~~当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を1人につき1部提供する次に掲げる行為を行うことができる。~~
- 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
 - 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（[略]）。

⋮

「著作権法の一部を改正する法律（新旧対照表）」
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_04.pdf) から作成（以下4スライド同じ）

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（2/9）

第31条 [略]

⋮

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第2項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下、この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（[略]）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（3/9）

第31条 [略]

⋮

5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従って、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であって、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（4/9）

第31条 [略]

⋮

- 6 第4項の特定絶版等資料とは、第2項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。
- 7 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

令和4年文部科学省令第19号による改正（抜粋）

著作権法施行規則

第2条の3 法第31条第4項（[略]）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

- 一 法第31条第4項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（[略]）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。
- 二 法第31条第4項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第5項第1号の複製に際しその旨を示すこと。

第2条の4 法第31条第4項第1号の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

「著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第19号）（条文）」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93703701_04.pdf) から作成

令和4年政令第185号による改正

著作権法施行令

第1条の5 法第31条第5項第2号イ（[略]）の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等（[略]）を受信装置を用いて当該受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面（受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面）の対角線のうちいずれか長い方の長さが254センチメートルであるものとする。

「著作権法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第185条）（新旧対照表）」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93703701_03.pdf) から作成

各図書館等による図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。

(公布日 [令和3年6月2日] から2年を超えない
範囲内で政令で定める日施行)

「著作権法の一部を改正する法律の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_01.pdf) から

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（5/9）

第31条 [略]

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（~~発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物~~）国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物（[略]）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部の複製物を1人につき1部提供する場合

二 [略]

三 [略]

⋮

「著作権法の一部を改正する法律（新旧対照表）」
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93181001_04.pdf) から作成（以下5スライド同じ）

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（6/9）

第31条 [略]

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（[略]）を登録している者に限る。[略]）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（[略]）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（[略]）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（[略]）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（7/9）

第31条 [略]

⋮

- 3 前項に規定する特定図書館とは、図書館等であって次に掲げる要件を備えるものをいう。
 - 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
 - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること。
 - 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
 - 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（8/9）

第31条 [略]

⋮

- 4 第2項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
- 5 第2項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第3項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

⋮

令和3年法律第52号による改正（抜粋）（9/9）

第104条の10の2 第31条第5項（〔略〕）の補償金（〔略〕）を受ける権利は、
図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（〔略〕）のためにその
権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて1個に限り
その同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受
けた団体（〔略〕）によってのみ行使することができる。

2 〔略〕

③ 情報流通円滑化の試み

図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

平成16年5月（前身期間を除く）から各種協議を行っている。

権利者側団体	図書館側団体
<ul style="list-style-type: none">● 学術著作権協会● 出版者著作権管理機構● 日本映像ソフト協会● 日本書籍出版協会● 日本文藝家協会	<ul style="list-style-type: none">● 国公立大学図書館協力委員会● 全国学校図書館協議会● 全国公共図書館協議会● 専門図書館協議会● 日本図書館協会
(オブザーバ) <ul style="list-style-type: none">○ 日本新聞協会○ 日本複製権センター	(オブザーバ) <ul style="list-style-type: none">○ 国立国会図書館○ 日本看護図書館協会

(50音順, 平成25年12月現在)

国立国会図書館のデジタル化資料に関する協議会

- 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会
- 国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会

(<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html>)

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

権利者側団体		図書館側団体
<ul style="list-style-type: none"> ● 学術著作権協会 ● 自然科学書協会 ● 出版梓会 ● 新聞著作権管理協会 ● 日本医書出版協会 ● 日本音楽著作権協会 ● 日本楽譜出版協会 ● 日本脚本家連盟 ● 日本雑誌出版協会 ● 日本児童図書出版協会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本シナリオ作家協会 ● 日本写真著作権協会 ● 日本書籍出版協会 ● 日本専門新聞協会 ● 日本電子書籍出版者協会 ● 日本美術家連盟 ● 日本美術著作権連合 ● 日本文藝家協会 ● 日本漫画家協会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国公立大学 図書館協力委員会 ● 国立国会図書館 ● 全国 公共図書館協議会 ● 全国市町村 教育委員会連合会 ● 全国都道府県 教育委員会連合会 ● 全国美術館会議 ● 専門図書館協議会 ● 日本図書館協会 ● 日本博物館協会

(50音順, 令和3年10月現在)

大学図書館における文献複写に関する実務要項

URL	https://julib.jp/documents/coop/yoko.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会（平成15年1月）
趣旨	“図書館”が主体でなければならないと解釈されている31条に基づく複製に関して、この要項の条件を満たすことで利用者による複製を31条の範囲内として運用するもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 日本複写権センター(現・日本複製権センター)との合意を経て作成。● 図書館は利用者に対して著作権法尊重態度を周知する。● 図書館は利用者に複写内容を記載した申込書および31条の諸条件を守る誓約書(両者を兼ねた様式で可)の提出を求める。● 図書館は利用者による複製が31条の諸条件に合致しているかを確認する。● 令和3年法律第52号の完全施行により修正の必要が生じる可能性がある。
解説	「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説 (https://julib.jp/documents/coop/kaisetsu.pdf)

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_fax_guideline_supplement.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会（平成16年3月，平成28年6月最終修正）
趣旨	著作権法上は図書館が複製物をFAX等により送信することはできないと解釈されているが、契約(合意)をベースに、一定の範囲でFAX等による送信を可能にするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●ベースに国公立大学図書館協力委員会と学術著作権協会との合意（https://julib.jp/wp-content/uploads/2022/04/ec6b829265c524c039d78b4c499ca5ae.pdf）がある。●対象となるのは学術著作権協会の管理著作物（除外あり）。●送信側と受信側の双方が国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会のいずれかの加盟館である送信(海外の大学図書館への送信は可)に限られる。●「中間複製物」の破棄義務がある。●購入努力義務がある。●「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」の協議により内容を調整する必要がある可能性がある。

複製物の写り込みに関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf
作成	日本図書館協会, 国公立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会 (平成18年1月)
趣旨	1ページに納まっているような著作物を31条に基づき複製する場合、厳密には「一部分」を超える部分は遮蔽するなどして複製されないようにする必要があるが、このガイドラインの条件を満たす場合、遮蔽などを要しないとするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●あくまで1ページという単位が原則。●楽譜、地図、写真集・画集、雑誌の最新号は対象外。●令和3年法律第52号の完全施行により修正の必要性が生じる可能性がある。
解説	「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A (https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf)

図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf
作成	日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会（平成18年1月）
趣旨	図書館間協力で借り受けた資料は、借りた側の図書館で31条に基づく複製ができないと解釈されているが、このガイドラインの条件を満たす場合、それらの資料を借りた側の図書館で複製することを可能とするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●雑誌や視聴覚資料は対象外。●入手困難な“図書”に限られる。●双方が、いわゆる31条図書館であることが必要。●通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。●購入努力義務がある。
解説	「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A (https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf)

大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条 第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

URL	https://julib.jp/documents/coop/bulletin_20140701.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会 (平成26年7月)
趣旨	「発行後相当期間」については「次号が刊行されるまで」か「3か月を経過」するまでの短い方という運用してきているが、多くの大学で機関リポジトリが設置され、紀要等が刊行直後から電子的に公開されるようになったことなどを受け、大学が刊行する定期刊行物の「発行後相当期間」に係る運用の短縮を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 国公立大学図書館協力委員会を通じて関係の大学に対する意見募集を経て作成。● 大学が刊行する定期刊行物については各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」が経過したものとみなす。● 販売されているもの、著作権等管理事業者に権利委託されているもの、著作権等を学会等の大学以外が有しているものを除く。● 令和3年法律第52号の完全施行により送信の可否や補償金の問題を含めて調整が必要となる。

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条 第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

URL	https://www.jla.or.jp/Portals/0/html/guideline20191101.docx
作成	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会 (平成22年2月，令和元年11月改正)
趣旨	37条3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関する指針で、円滑な運用を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●「視覚による表現の認識に障害のある者」は、広めに捉えられていた。●「視覚による表現の認識に障害のある者」については、添付の確認項目リストで確認の上、一般利用者とは別の登録が必要。●「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられていた。●録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。

[ビデオ上映会に関する] 合意事項

掲載	図書館雑誌. 2002, 96(1), p.70
作成	日本図書館協会, 日本映像ソフト協会 (平成13年12月)
趣旨	図書館で行う多人数を対象としたビデオ上映会が著作権者の利益を害することがないようにしつつ、図書館での円滑な実施を妨げないようにするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●非営利で無償の上映会は38条1項により無許諾で行えるが、権利処理されたソフトを使用することを原則としている。●図書館での貸出に関する権利処理と図書館での上映会に関する権利処理とは別。●作成に国公立大学図書館協力委員会は関与していない。●日本図書館協会にはこれに先だって作成している「了解事項」(図書館雑誌. 1998, 92(8), p.601) により、会員館へ「合意事項」に基づく運用の推奨義務がある。

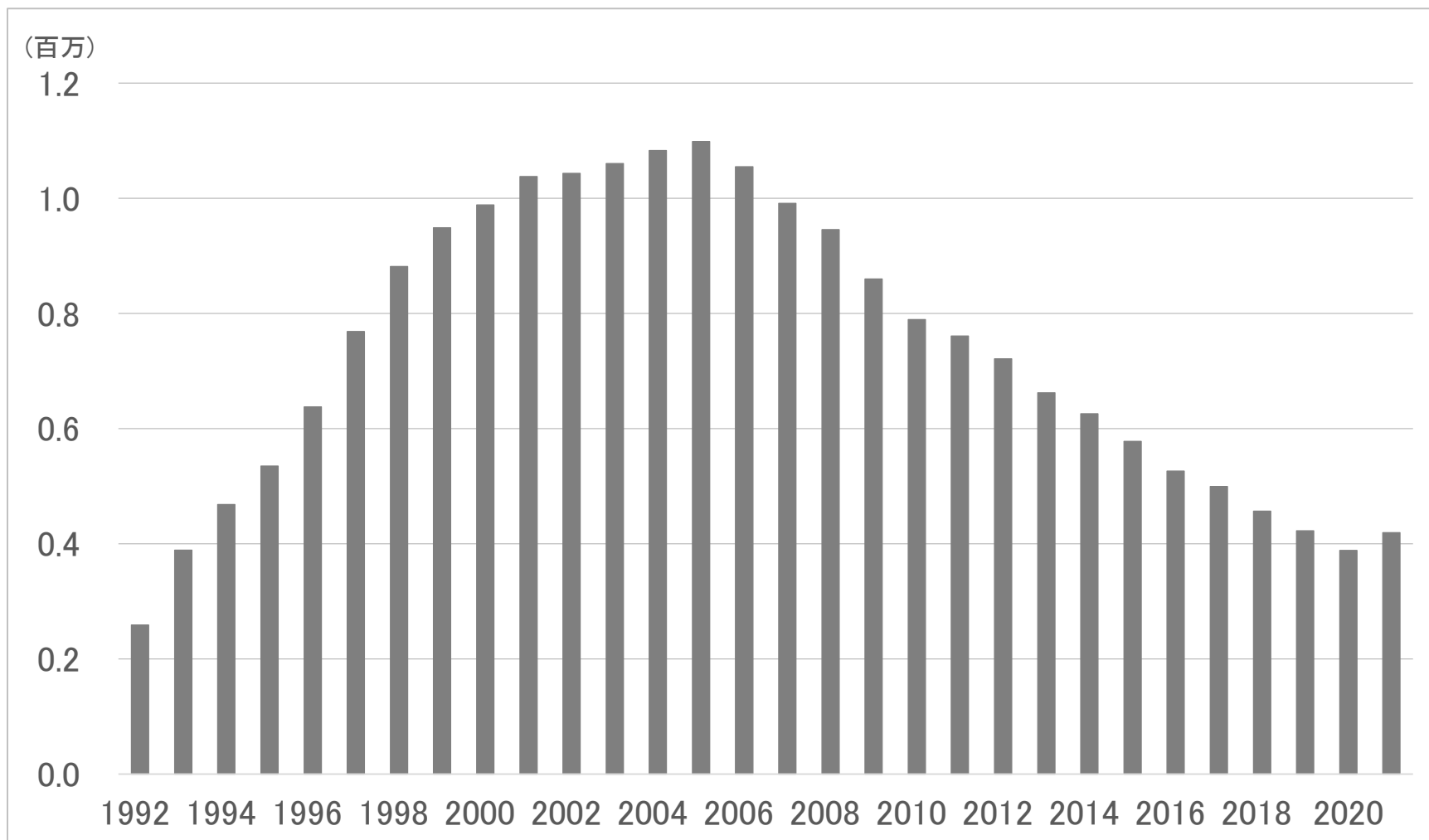
国立国会図書館のデジタル化資料に関する合意文書

名称	国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項
URL	https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03_202112.pdf
作成	資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 (平成24年12月, 令和3年12月最終改正)
趣旨	31条3項により国立国会図書館のデジタル化資料を図書館等へ送信することに関して関係者で合意したものの。

名称	国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書
URL	https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf
作成	国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会(令和3年12月)
解説	31条4項等により国立国会図書館のデジタル化資料を個人へ送信することに関して関係者で合意したものの。

④ 統計による情報流通の考察

NACISIS-ILL (文献複写) 推移



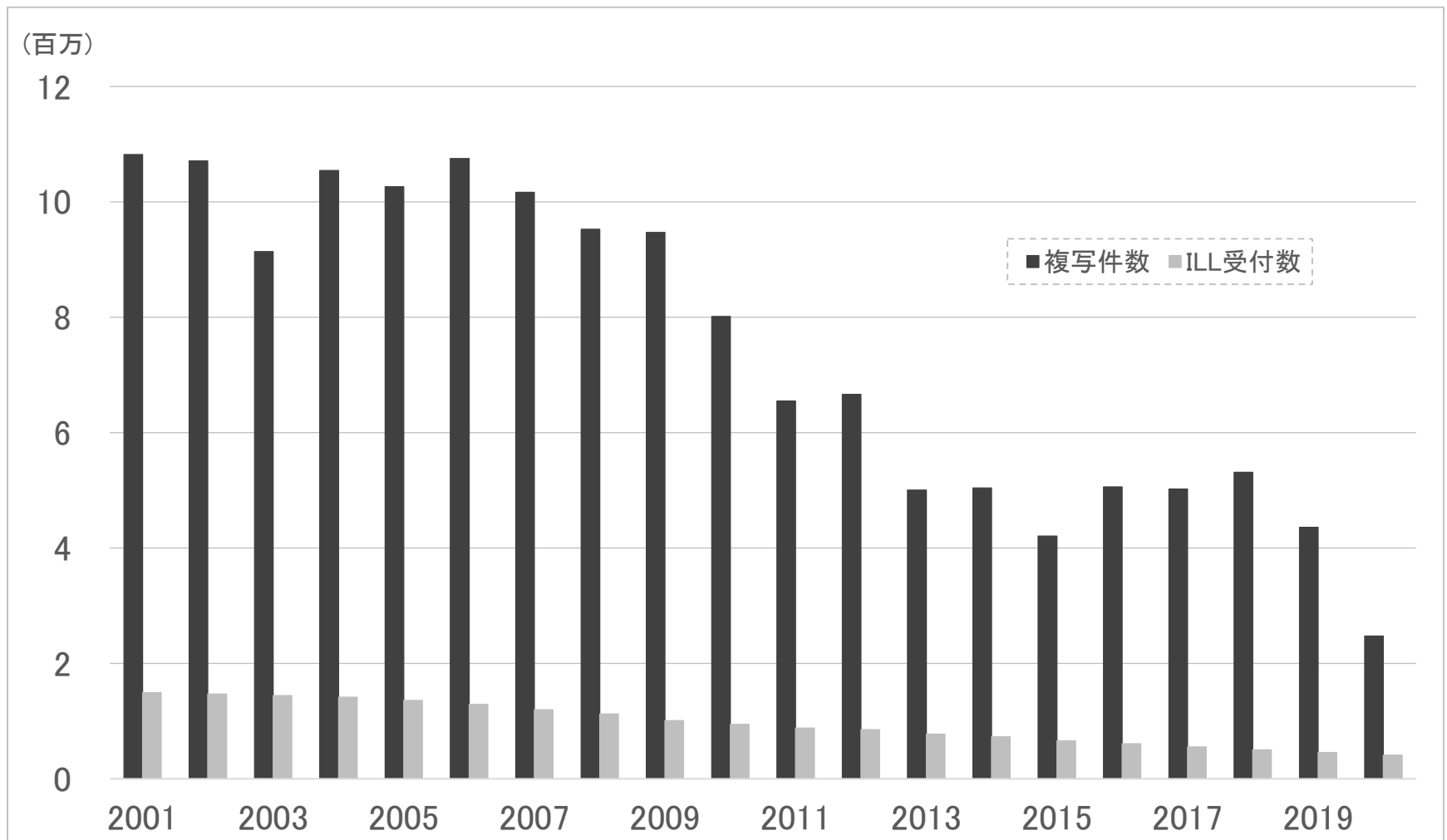
「NACISIS-ILL統計情報」(<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/ill/endrecord.html>) から作図

Current Awareness Portal の 電子ジャーナルパッケージ解体関連記事

2014年 1月31日	名古屋大学, Elsevier社の電子ジャーナルの契約を個別タイトルの契約に変更
2016年 1月12日	東邦大学, Wiley社の電子ジャーナル761タイトルの契約を中止 : PPVで対応
2016年 2月19日	佐賀大学附属図書館, Wiley社の電子ジャーナルパッケージの契約中止を発表
2016年 4月5日	名古屋大学, Elsevier社の電子ジャーナルのパッケージ契約を復活
2020年 1月7日	九州大学, SpringerLink電子ジャーナルパッケージの契約を中止
2021年 2月16日	琉球大学, Elsevier社発行電子ジャーナルの契約をパッケージ契約から個別タイトルごとの契約へ変更 : 契約外タイトルの論文は「トランザクション形式」の利用へ変更

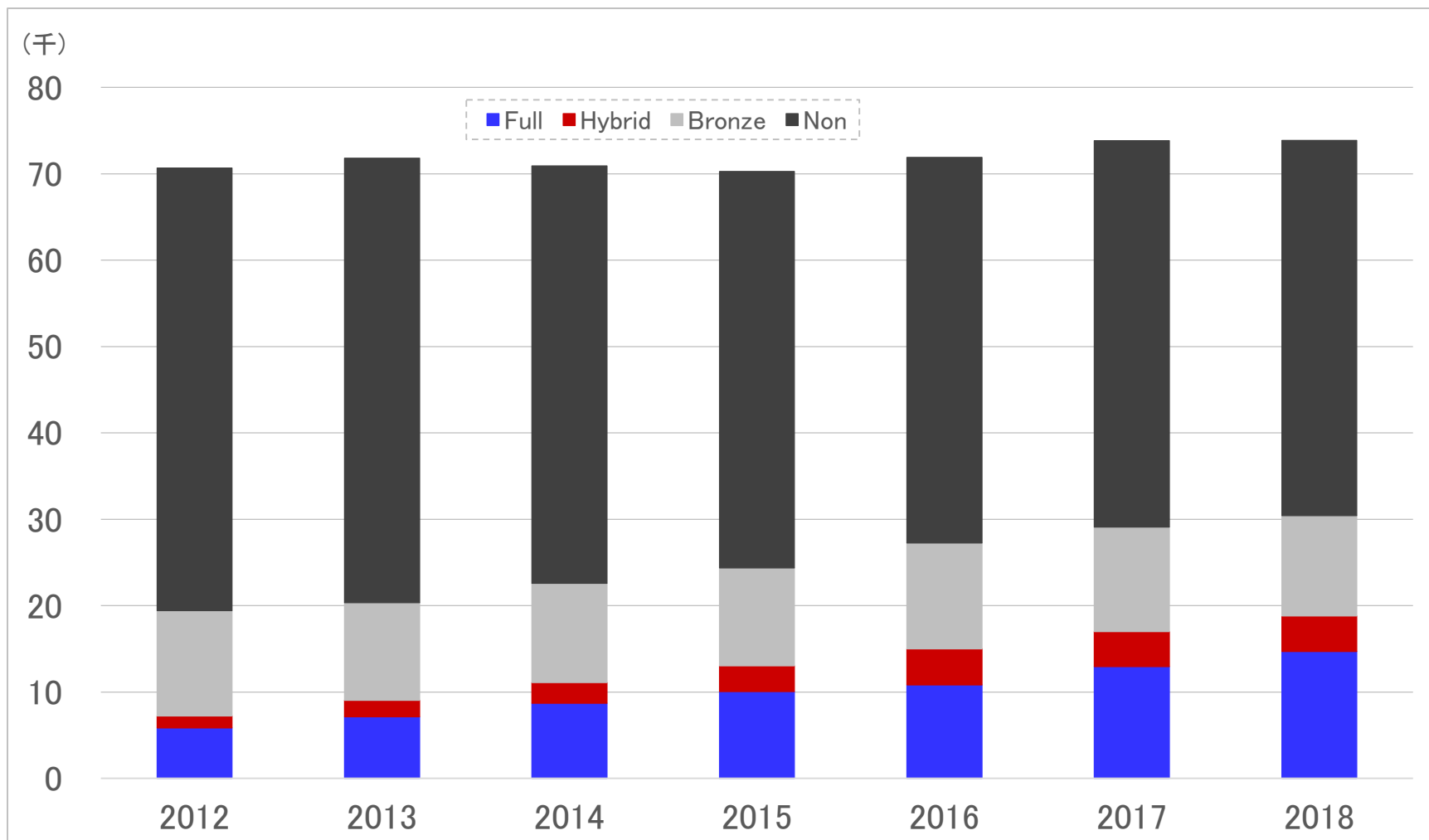
「Current Awareness Portal」(<https://current.ndl.go.jp/>) で検索

複写件数の推移



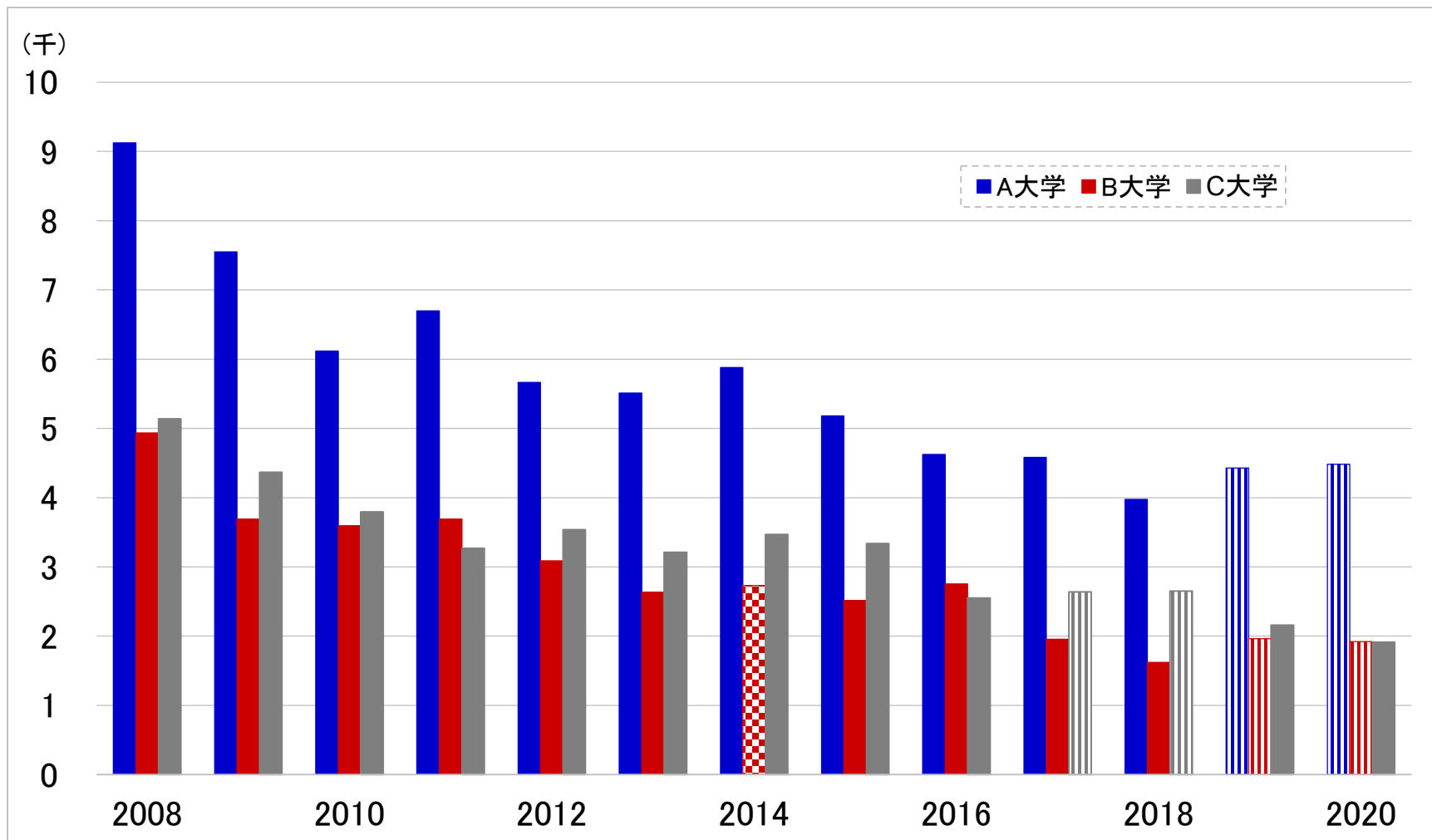
「学術情報基盤実態調査」のリンクデータから作図

国内機関所属者が Reprint Author の論文のOA率



大学図書館コンソーシアム連合「論文公表実態調査報告 2020年度 (公開版)」 (https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/justice/2021-04/2020_ronbunchosa.pdf) から再作図

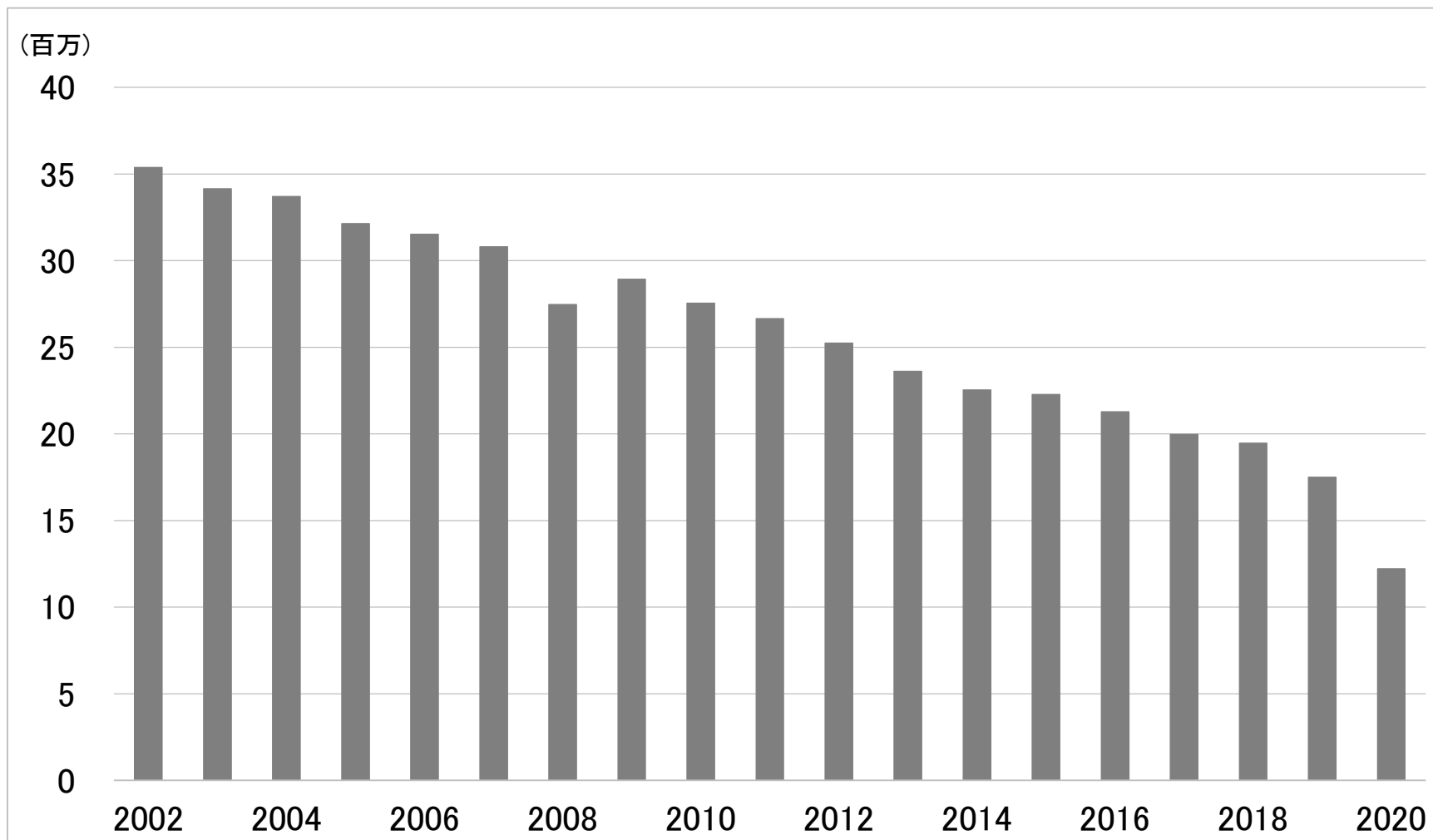
X社 package の中止と ILL 複写依頼件数



「日本の図書館」(日本図書館協会) 各年次を基本に作図

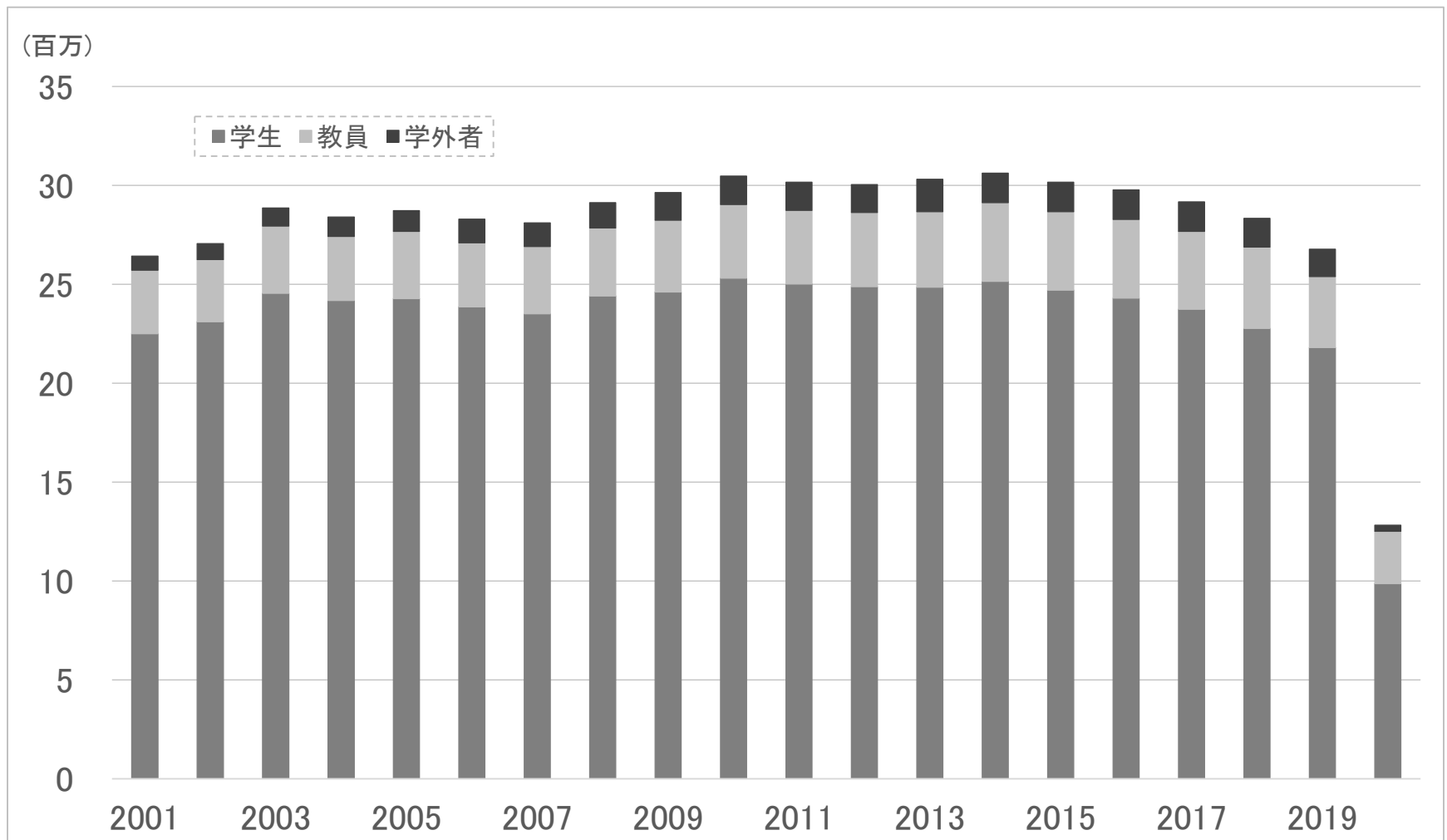
※ 縦縞が中止期間、市松は補正值

公共図書館の複写枚数推移



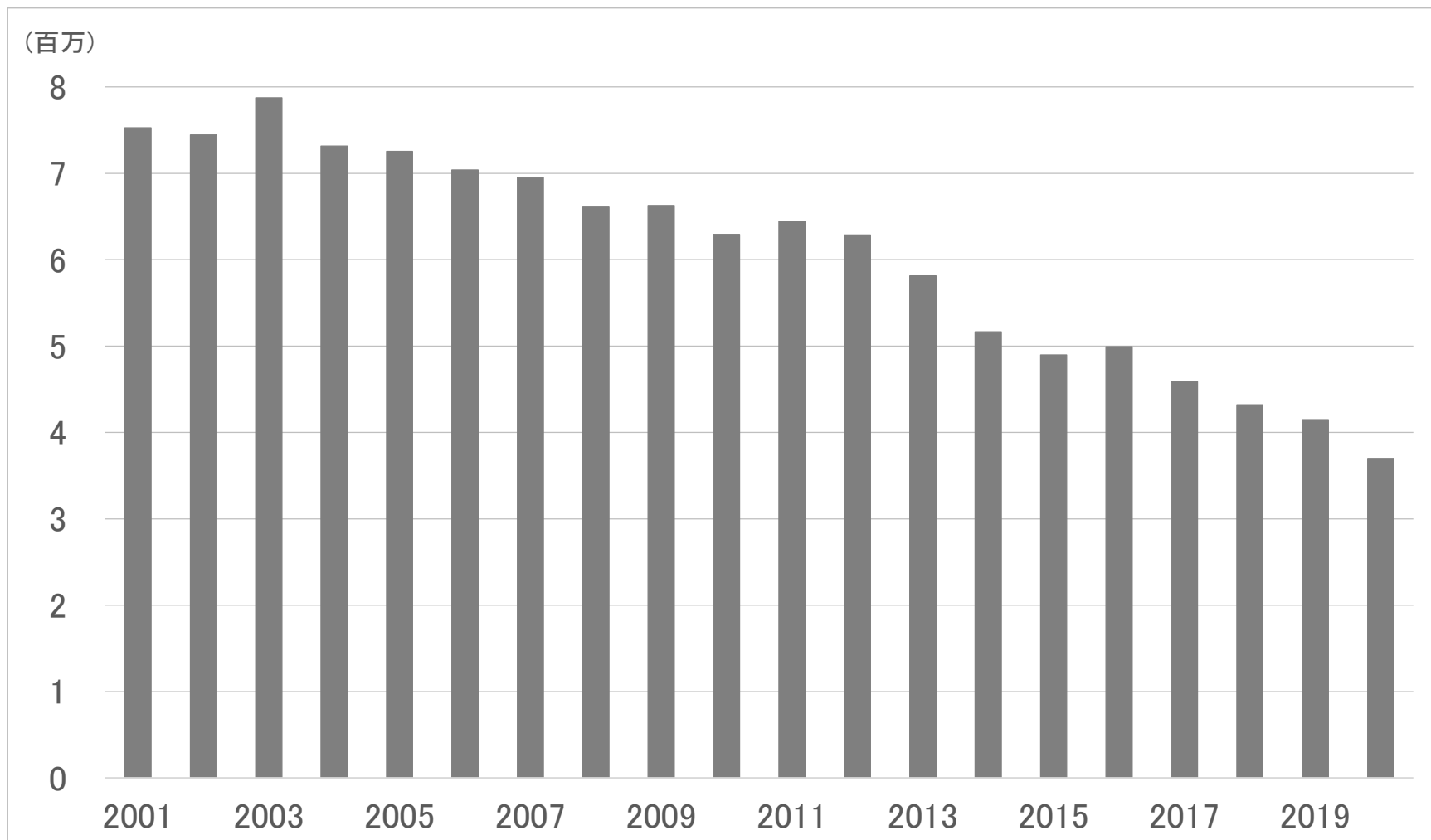
「日本の図書館」の各年次から作図（調査対象年に補正）

貸出冊数推移

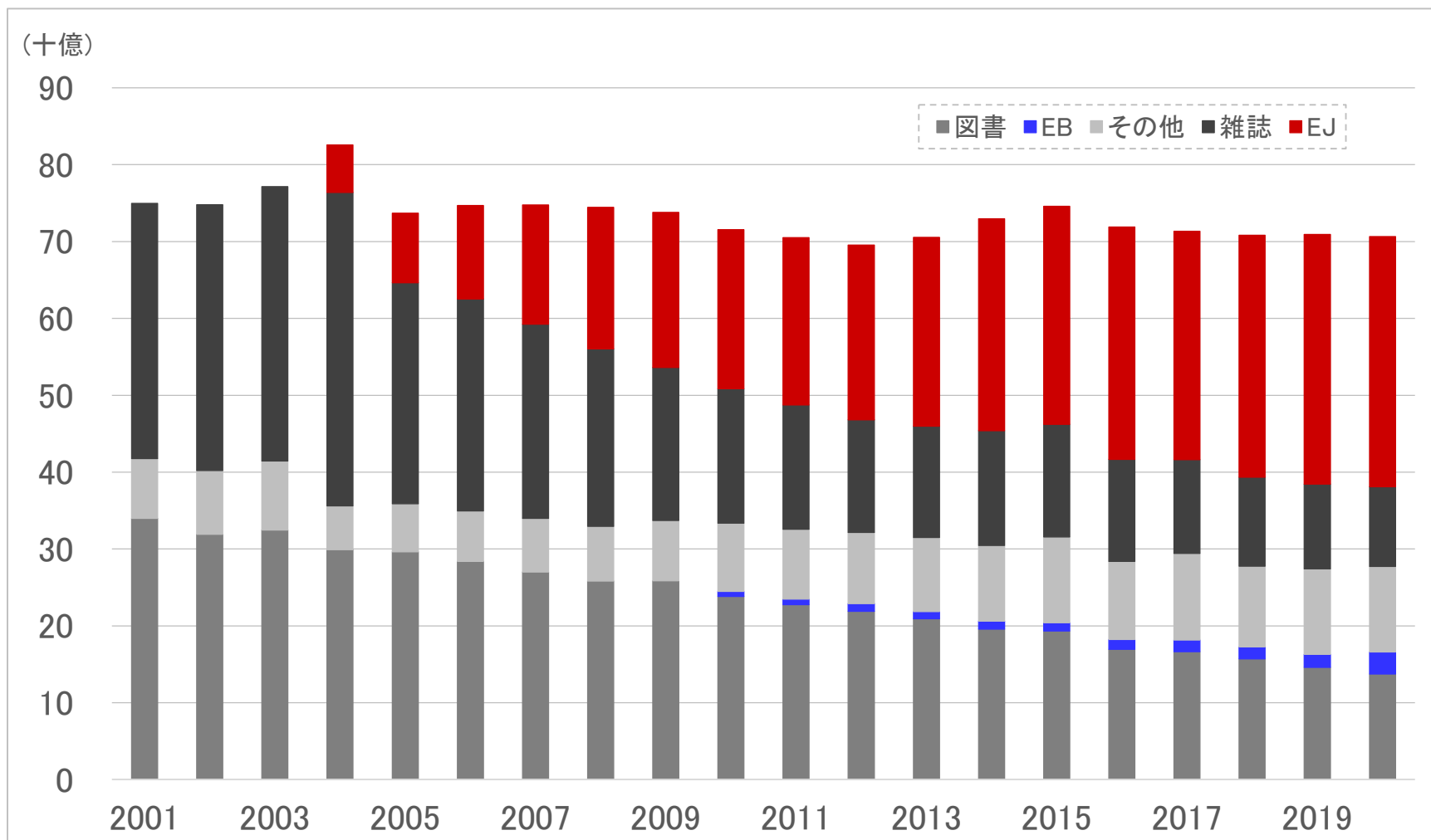


「学術情報基盤実態調査」のリンクデータから作図 (以下4スライド同じ)

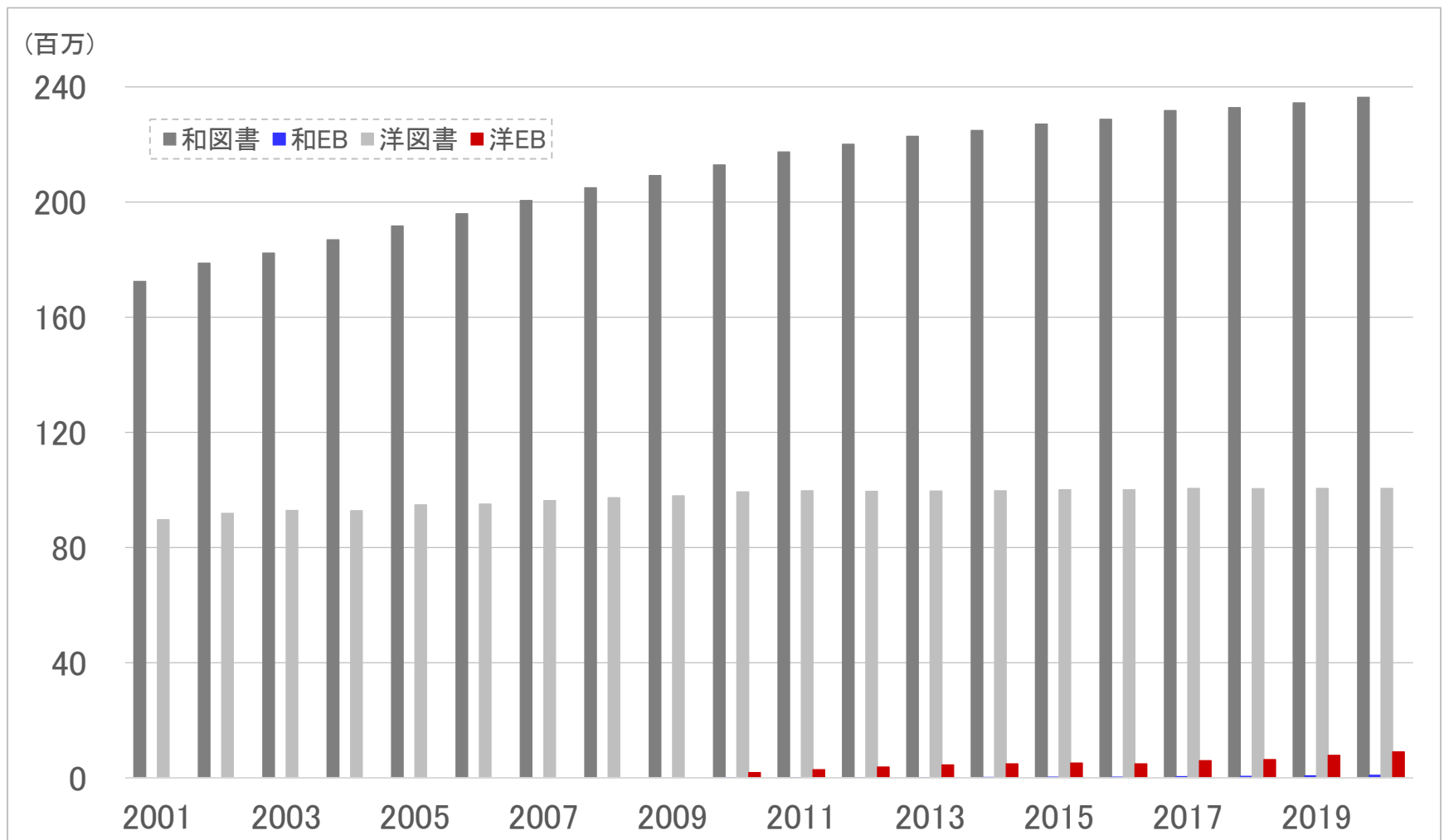
受入冊数の推移



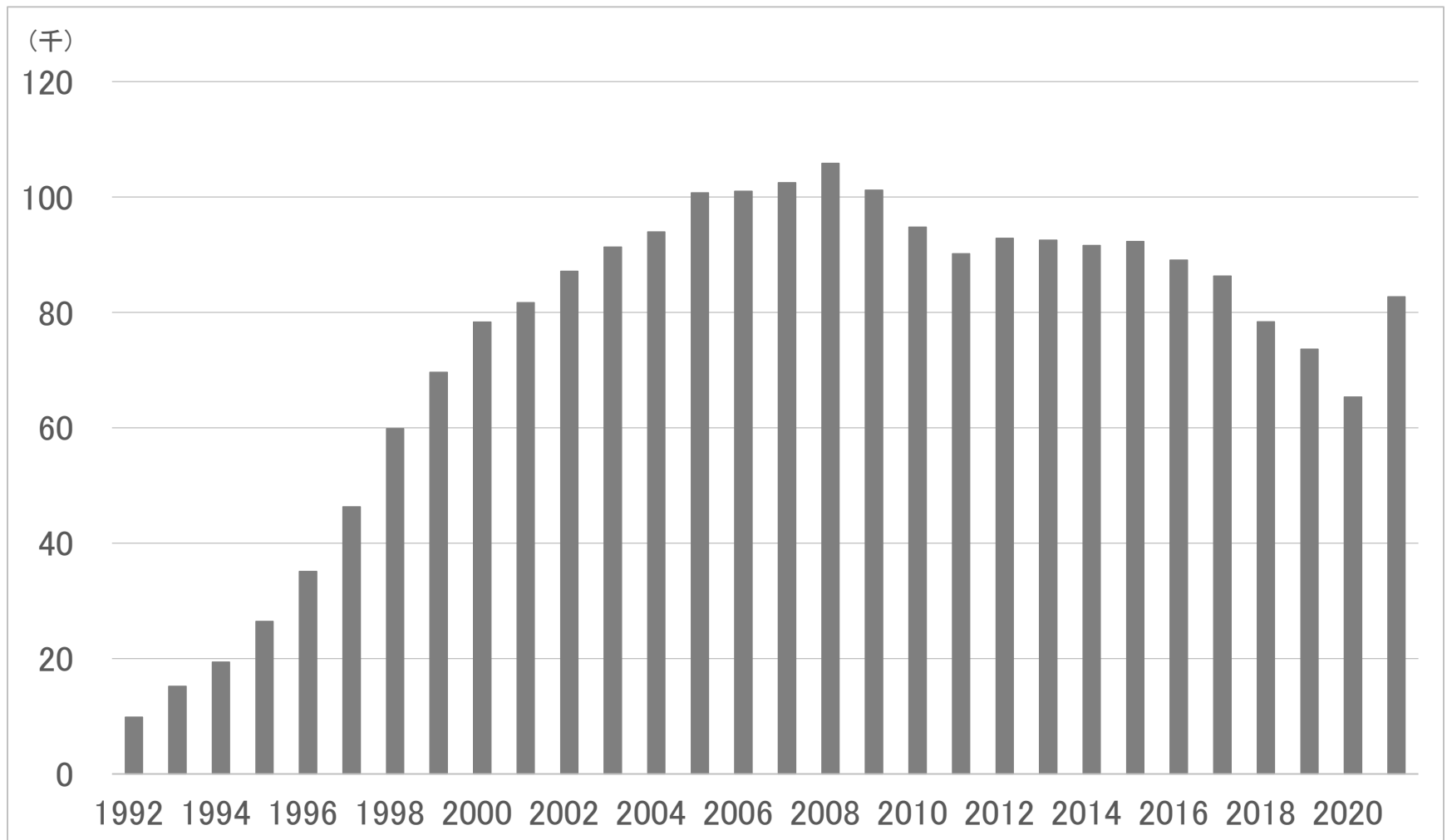
受入冊数に替えて資料費推移



受入冊数に替えて蔵書数推移

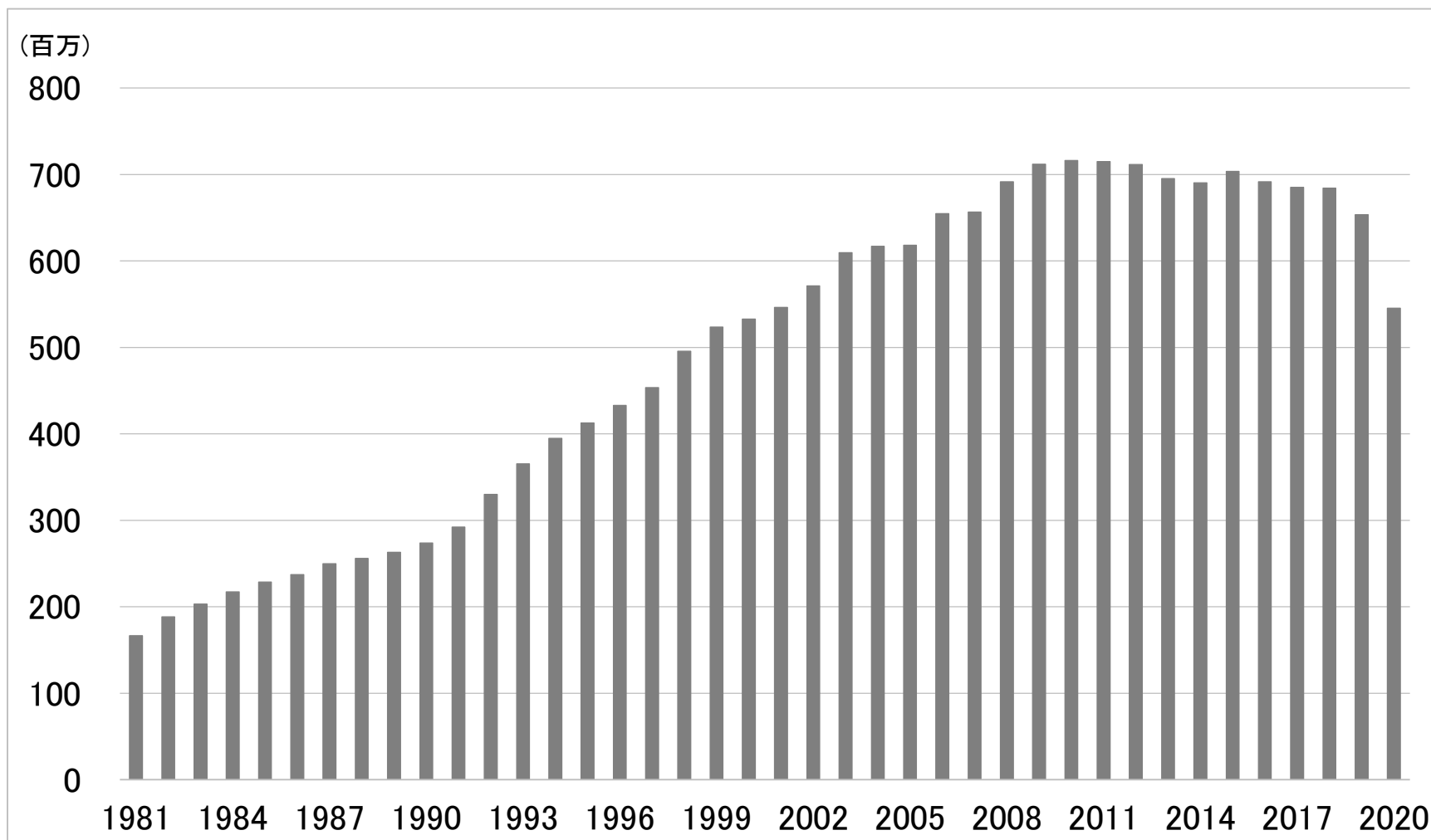


NACISIS-ILL (現物貸借) 推移



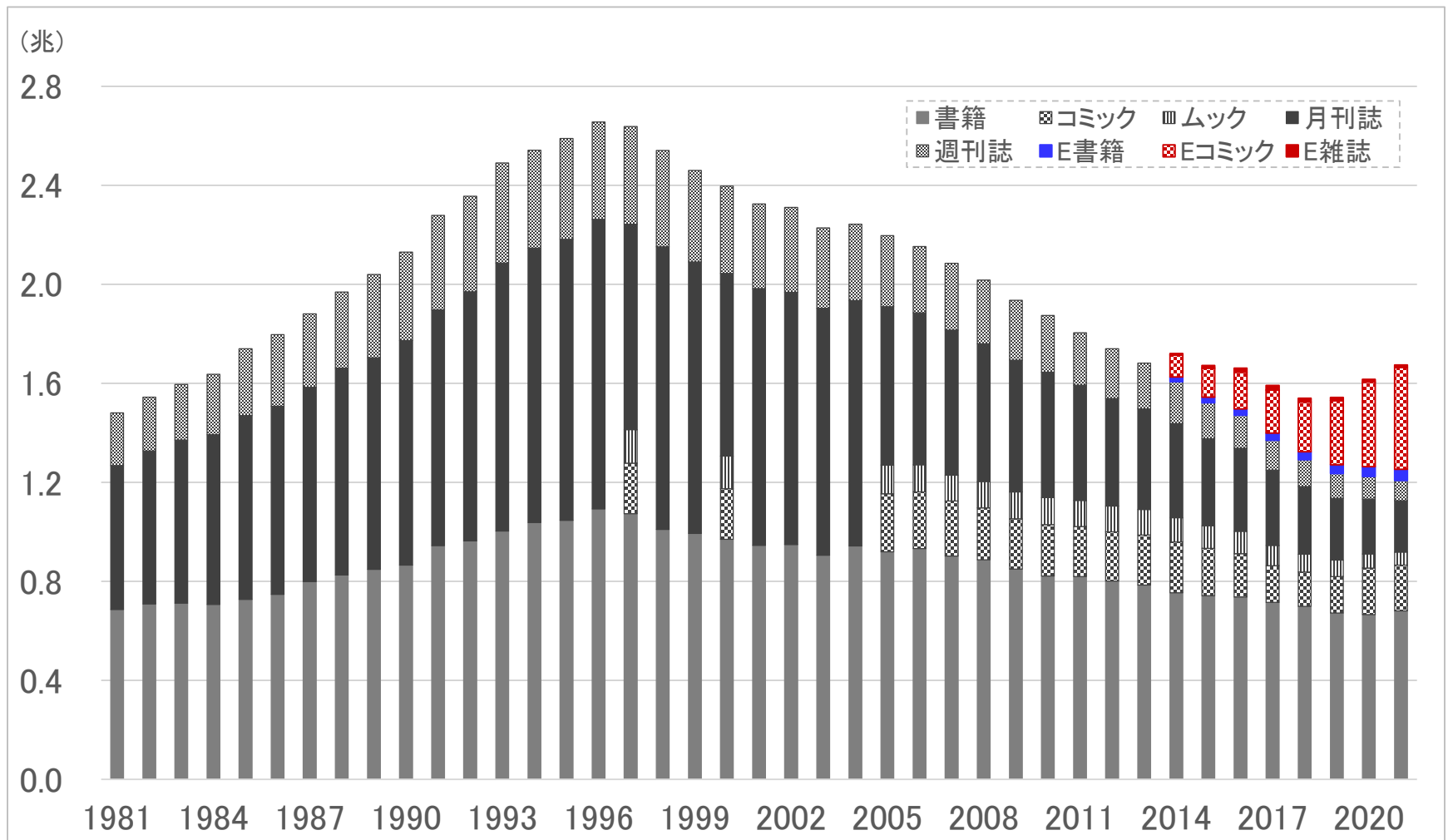
「NACISIS-ILL統計情報」(<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/ill/endrecord.html>) から作図

公共図書館の貸出冊数推移



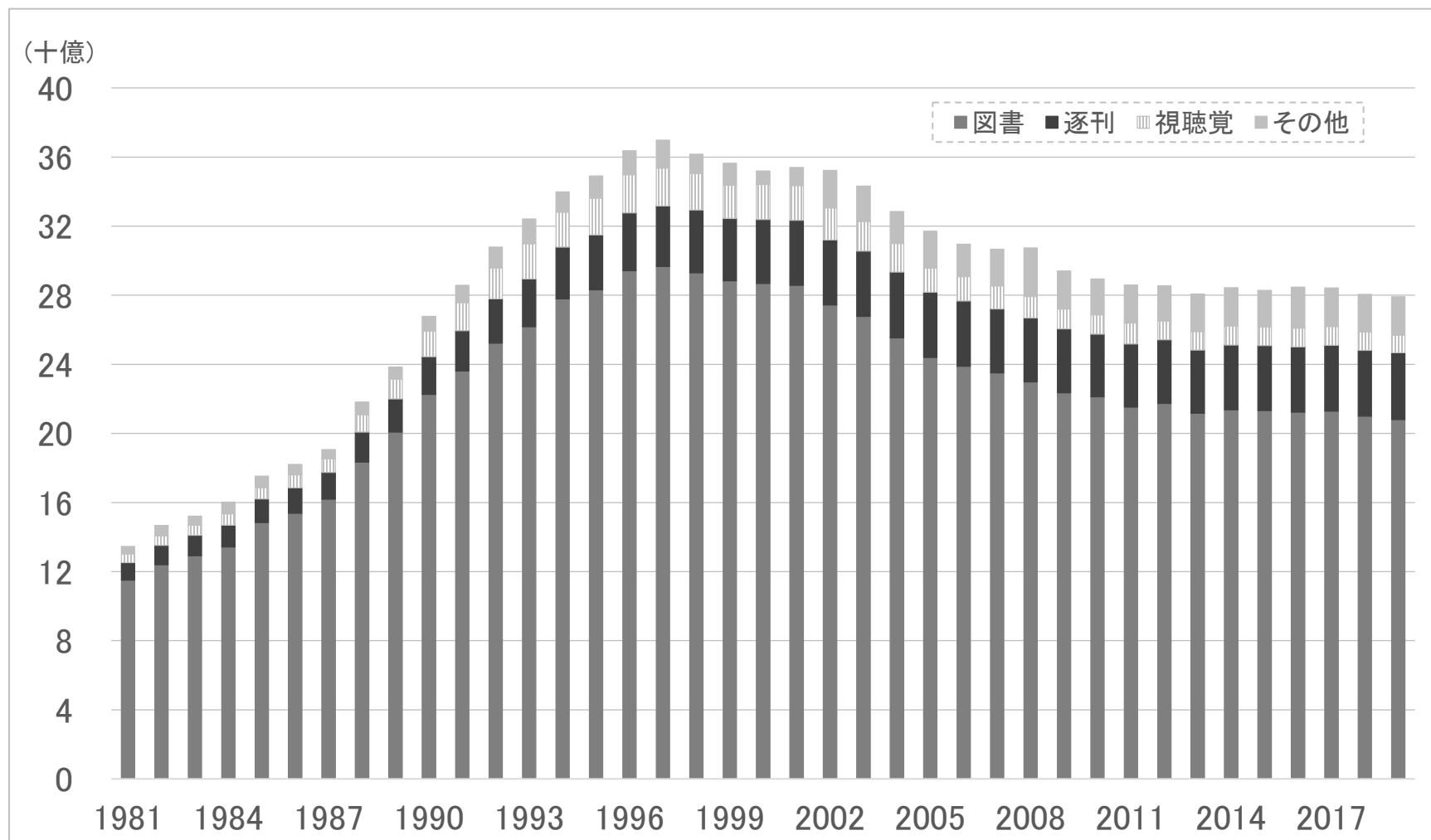
「日本の図書館」の各年次 から作図 (調査対象年に補正)

国内出版物の販売額推移



「出版指標年報」(全国出版協会出版科学研究所)の2017年版と2022年版から作図

公共図書館の資料費推移



「日本の図書館」の各年次 から作図 (調査対象年に補正)
 ※ 2003年版から前々年の数値を採録 (グラフは2002年版の数値を採用)

まとめ

情報流通の円滑化を図るには以下のような視点も必要と思われる。

- 利用者の入手情報と入手経路
 - ◎ 複写件数の増減と電子ジャーナルダウンロード数の増減等との関係
 - ◎ 貸出件数の増減と利用可能電子書籍数等との関係
- 電子資料の「危うさ」の再認識
- 出版事業その他の情報流通事業の状況

本編スライドに記載していない参考資料

- 文化庁著作権課. 著作権法の一部を改正する法律(令和3年改正)について. コピライト. 2021, 61(728), p.31-76.
- 著作権法施行令の一部を改正する政令案」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」の概要
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000235291>)
- 下間浩平. 出版統計に関する基礎的な問題点について. 情報知識学会誌. 2015, 25(2), p.146-151. (https://doi.org/10.2964/jsik_2015_009)